平成２４年（フ）第６０７号
兵庫県姫路市元塩町46番地
破産者　大塚　清一
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３２号
奈良県吉野郡吉野町大字橋屋81番地の47
破産者　南　　幸子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第２０１号
愛媛県松山市別府町470番地１　でんえんハイツ203号
破産者　伊藤　誠悟
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２４号
栃木県栃木市大平町西野田271番地５、住民票上の住所北九州市八幡西区松寿山３丁目９番７号
破産者　津和崎和雄
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３１号
佐賀県鳥栖市幸津町1761番地１
破産者　田尻　豊實
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
茨城県牛久市田宮町260―２コートビラージュ２番館206号室、破産手続開始決定時の住所茨城県牛久市牛久町2606番地11
破産者　国分オラシオこと　コクブンモレノオラシオ
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６０号
新潟市江南区北山778番地
破産者　和田　善一
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５号
新潟市秋葉区荻島１丁目16番28号　ハイツイースト102号、前住所新潟市秋葉区新津本町４丁目９番19号
破産者　落合　貞夫
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７０号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立1733番地５
破産者　高井　良子
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
新潟県長岡市西千手３丁目１番14号、前住所新潟県長岡市山田１丁目７番20号　コーポグリーンテラス303号室
破産者　鈴木　　宏
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７号
長野県諏訪市高島４丁目2702番地４
破産者　石塚　一男
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３１１号
愛知県江南市布袋下山町東37番地
破産者　村瀬　善信
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４０３号
愛知県稲沢市稲沢町前田270番地１　サンライズマンション12―203
破産者　加藤　年子
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４１６号
愛知県一宮市あずら３丁目７番７号　メゾンドフォーレ一番館104号
破産者　吉川　　覚
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１号
愛知県一宮市浅井町東浅井字南ノ下1315番地、開始決定時の住所愛知県一宮市西島町１丁目１番地
破産者　ヤマゲンこと　金高　邦雄
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２４号
愛知県一宮市奥町字三出16番地
破産者　西田　健志
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３２号
愛知県豊田市足助町梶平39番地４、開始決定時の住所愛知県豊田市足助町本町４番地６
破産者　大野　辰巳
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５２号
愛知県刈谷市松栄町１丁目５番地２　205号
破産者　小渡　良輝
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
愛知県岡崎市大和町字塗御堂52番地１　ピュアハウス202、前住所愛知県岡崎市昭和町字北浦28番地８
破産者　小渡　優香
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係